

関東どまんなかサミット会議構成市町の災害時における相互応援に関する協定書

関東どまんなかサミット会議を構成する古河市、栃木市、小山市、加須市、野木町及び板倉町は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 67 条の規定により、いずれかの市町域に災害（同法第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。）が発生した場合において、被災市町の要請に応え、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、6 市町相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類等）

第 1 条 応援の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 避難場所、避難所の相互利用
- (5) 消火、救援、医療、防疫及び応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (6) ボランティアのあっ旋
- (7) 児童生徒の受入れ
- (8) 被災者に対する住宅あっ旋
- (9) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（応援の手続き）

第 2 条 災害の発生により応援を要請する市町（以下「被災市町」という。）は、次の各号に掲げる事項を明らかにして文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、文書の提出は事後とし、電話等により応援の要請ができるものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第 1 号から第 3 号までに掲げる応援を要請する場合にあたっては、物資等の名及び数量
- (3) 前条第 4 号に掲げる応援を要請する場合にあたっては、避難場所、避難所の場所、開設日時及び避難者人数等
- (4) 前条第 5 号に掲げる応援を要請する場合にあたっては、職員の職種、人員及び現場での従事内容
- (5) 応援場所、応援場所への経路及び現場付近の状況
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第 3 条 応援の要請を受けた市町（以下「応援市町」という。）は、当該応援の要請に応ずるものとする。この場合において、被災市町との連絡が不能な場合は、収集した情報に基づき第 1 条に掲げる応援を実施できるものとする。

（経費の負担）

第 4 条 応援に要した費用については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応援に要した経費については、原則として応援市町の負担とする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、応援活動に必要な燃料、機器機材の補給及び避難場所、避難所の運営、現状復旧等については被災市町の負担とする。

（災害補償等）

第 5 条 派遣職員がその業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の定めるところによる

2 派遣職員が、公務執行中に第三者に損害を与えた場合は、その損害が被災自治体へ往復途中において生じたものを除き、被災市町がその賠償の責務を負うものとする。

(その他)

第6条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、6市町が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1ヶ月前までにこの協定の締結市町いずれかからも協定の解除又は協定内容の変更の申し出がないときは、有効期間満了の日の翌日から1年間この協定を継続するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、この協定書を6通作成し、当事者署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成29年10月16日

茨城県古河市下大野2248番地

古河市長

栃木県栃木市万町9番25号

栃木市長

栃木県小山市中央町1丁目1番1号

小山市長

埼玉県加須市三俣2丁目1番地1

加須市長

栃木県下都賀郡野木町大字丸林571番地

野木町長

群馬県邑楽郡板倉町大字板倉2067番地

板倉町長